

コワーキング施設「BIRDS」自動販売機設置者選定要項

1 趣旨

ふくろい産業イノベーション推進協議会（以下、協議会という）では、所有施設の有効活用を図りながら、会員サービスの向上に繋げるため、施設の一部を賃借して自動販売機を設置、運営する設置者（以下、設置者という）を募集します。

この要項は、設置者選定の手続きについて必要な事項を説明するものです。

2 設置箇所及び数量

物件調書のとおり

※使用済容器回収ボックス、電源接続部分及び放熱スペースも貸付面積に含みます。

3 契約期間

（１）契約期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで。

※以降継続する場合は、毎年 4 月 1 日に再度契約を締結し直すものとする。

（２）事業継続の見込みについて

袋井市田町一丁目 1 番地の 15 で実施する事業については、令和 10 年 3 月 31 日までの予定であり、以降の事業継続については令和 10 年 2 月頃を目途に判断し報告します。

ただし、設置者が貸付条件に違反したとき、その他必要と認めるときは、契約を解除することがあります。

4 参加資格

設置者は、次に掲げるすべての条件を満たすものとします。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

（２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（３）市税等に滞納がないこと。

5 設置上の遵守事項

自動販売機の設置、運営については、次の事項を遵守してください。

（１）商品補充、金銭及び品質管理など自動販売機の維持管理については、設置者の負担と責任で行うこと。なお、盗難、汚損、毀損等が発生した場合は、速やかに復旧すること。

その際、協議会の責めに帰することが明らかな場合以外は、協議会はその責めを負わない。

（２）自動販売機に転倒防止措置を講じる等、安全に配慮すること。

（３）使用済容器回収ボックスは、販売する商品の容器の種類に応じたものを設置し、設置

者の責任で適切に回収すること。

- (4) 設置者は、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情について対応するとともに、自動販売機本体の分かりやすい位置に自動販売機の管理者の会社名又は管理者名並びに故障時の連絡先を明記すること。
- (5) 設置者は、機器の機種変更（販売品種の変更又は機器の修繕を除く。）をしようとする場合は、事前に変更する理由を書面によって協議会に申請し、その承認を受けること。
- (6) 設置者は、貸付場所の現状を変更しないこと。ただし、協議会が認める場合はこの限りではない。
- (7) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、設置者の負担とする。
- (8) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (9) 上記のほか、協議会からの指示事項に誠実に協力すること。

6 現状の回復

契約期間が満了又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復をしてください。
また、設置者は協議会に対して原状回復に要した費用等を請求することはできません。

7 貸付料等

- (1) 貸付料は、設置箇所ごと自動販売機の売上額に貸付料率の割合を乗じて得た金額（円未満切り捨て）に、消費税及び地方消費税を加算した額とします。
- (2) 自動販売機の設置、運転に係る電気料は協議会の負担とします。

8 申込書記載上の注意

- (1) 申込書に記載する際は、次の事項に留意してください。
 - ア 誤字脱字の加除訂正をする場合は、その箇所に押印（訂正印）をしてください。
なお、申込貸付料率の訂正はできません。
 - イ 申込書の提出後、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (2) (1) に違反する場合及び次のいずれかに該当する場合は無効とします。
 - ア 参加資格の無い方の提出する申込書
 - イ 記載事項が判読不能なものの申込書
 - ウ 記載事項の一部及び全部が記載されていない申込書
 - エ 記名、押印がない申込書
 - オ その他指定した以外の方法により提出された申込書

9 主な条件

- (1) この契約は、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく貸付（賃貸借契約）です。
- (2) 販売品目は清涼飲料水、牛乳等、菓子類とします。容器は缶、ビン、ペットボトル、紙パックなど密閉できるものとすることとします。
菓子類については 1 台で清涼飲料水等と併売できることを条件とします。

酒類（ノンアルコールビール等、アルコール類に準ずる飲料水を含む）、たばこの販売は行わないこととします。

- (3) 災害時において、袋井市災害対策本部若しくは協議会からの指示等があり、かつ設置した自動販売機が飲料を販売している場合、商品が無償提供することができる体制を整えてください。

遠隔操作等ができない機種であれば、手動等で提供できるような手法を協議会と協議の上、設置してください。

- (4) 設置者は、協議会が指定する期日までに、売上実績を報告してください。

10 落札者の決定及び契約

- (1) 参加資格を満たした応募者の方から申込書を提出いただき、最も高い申込貸付料率を提案いただいた方と自動販売機の設置に係る契約を締結します。
- (2) 正当な理由なくして、協議会が指定する期日までに自動販売機の設置等の手続きに応じなかった場合又は著しく社会的信用を損なう行為等により、設置者として相応しくないと協議会が判断したときは、設置者の決定を取り消す場合があります。

11 申込方法

- (1) 提出書類 各1部

ア 申込書＜様式第1号＞※本社・本店の代表者名で提出すること

イ 販売商品内容＜様式第2号＞

ウ 設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力等が分かるもの）

エ 委任状（会社代表者以外の支店等で契約を行う場合のみ）

- (2) 提出期間 令和7年8月22日（金）～9月5日（金）

- (3) 提出方法 持参又は郵送

- (4) 提出先 〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1
ふくろい産業イノベーション推進協議会事務局
（袋井市産業部産業未来課内）

12 質問方法

質問受付期間及び方法については以下のとおりです。

- (1) 質問受付期間 令和7年8月22日（金）～8月29日（金）

- (2) 質問受付方法 FAX またはメール

FAX : 0538-44-3179

メール : sangyou@city.fukuroi.shizuoka.jp

13 質問への回答

質問への回答は、随時市ホームページに掲載します。

14 結果報告

令和7年8月29日（金）までに、市ホームページに結果を掲載します。

併せて、契約予定者には別途連絡します。

15 注意事項

- (1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。
- (2) 参加に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (3) 提出された書類は、原則として返却しません。